

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成 14 年法律第 88 号
手続名	狩猟免許の更新	根拠条項	第 51 条第 3 項

1 欠格事由（鳥獣保護法第 40 条）

適性試験

2 適性検査の結果から判断して、当該狩猟免許の更新を受けようとする者が狩猟をすることが支障がないと認めるときは、狩猟免許の更新を行う。
（鳥獣保護法第 51 条第 3 項）

3 適性試験の合格基準は、狩猟免許試験の適性試験の合格基準と同じ（鳥獣保護法施行規則第 52 条）

審査基準

科目	合格基準
視力	1 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ）が両眼で 0.5 以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。 2 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない者又一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴力	10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器に補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の傷害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の傷害がある者については、その者の身体の状況に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	30 日	目次	177
						標準経由期間	日		